

# 公益社団法人栃木県栄養士会支部・職域協議会規則

平成 24 年 3 月 22 日 理事会決定

(目的)

第 1 条 この規則は、公益社団法人栃木県栄養士会定款（平成 24 年 3 月栃木県知事認定。以下「定款」という。）第 35 条及び第 36 条に定める支部及び職域協議会について、必要な事項を定めるものとする。

(支部及び職域協議会)

第 2 条 支部及び職域協議会は次のとおりとする。

- (1) 支部 (6) 宇都宮・県西・県東・県南・県北・安足
- (2) 職域協議会 (6) 医療・地域活動・福祉・学校健康教育・健康管理教育研究・行政(事業)

第 3 条 支部及び職域協議会は、公益社団法人栃木県栄養士会（以下「本部」という。）の支部及び職域協議会として次の事業を実施する。

- (1) 支部は、理事会から諮問された地域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。
- (2) 協議会は、理事会から諮問された職域に関する事項について協議し、必要に応じて意見を述べるほか、理事会が承認した事業を行う。

(役員)

第 4 条 支部及び職域協議会に次の役員を置く。

支部長又は職域協議会長	1 名
副支部長又は副職域協議会長	2 名以内
運営委員	若干名
会計	1 名

2 役員任期は、2 年とする。但し、役員が任期途中で退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部及び職域協議会総会)

第 5 条 支部及び職域協議会の総会は、会員の過半数が出席し、出席会員の過半数をもって決議する。

2 総会において、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 事業計画及び予算
- (4) その他重要な事項

(議事録の作成)

第 6 条 支部長及び職域協議会長は総会議事録を作成し、記名押印する。

(役員職務)

第 7 条 支部・職域協議会の役員は次の職務を行う。

- (1) 支部・職域協議会において決定された事項の執行
- (2) その他役員会において決定された事項

(事業の執行及び会計)

第 8 条 支部・職域協議会の事業執行と会計は次をもつて行う。

- (1) 事業の実施前に事業計画書を栃木県栄養士会長に提出する。
- (2) 事業終了後、栃木県栄養士会長に会計清算報告を行う。
- (3) 事前予算（事務費など）が必要な場合は、栃木県栄養士会長あてに請求する。
- (4) 年度終了後は、決算書を添付して残金を返納すること。

(その他)

第 9 条 その他、この規則に定めのない事項については、定款の趣旨に則り、支部及び職域協議会において定め、そのうち重要な事項については、本部に協議するものとする。

附則 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。